



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | いわゆる〈『左伝』の微言構造〉について                                                                 |
| Author(s)    | 井上, 了                                                                               |
| Citation     | 種智院大学研究紀要. 2005, 6, p. 1-15                                                         |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/90939">https://hdl.handle.net/11094/90939</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# いわゆる『左伝』の微言構造について

井 上 了

## 本論の目的

儒教の経典は古来、周公旦や孔子など古の聖賢によって著され編まれたものと観念されてきた。だが近世以降の文献学的な研究により、多くの経伝は、伝承されるほど古くはないことが明らかとされた。たとえば『周礼』は西周初期ではなく戦国末から漢代にかけて、『左伝』も春秋末期ではなく戦国後期以降に整理・完成されたものだということが、今日では常識となっている。

しかし最近、『左伝』など複数の経伝に各々の「正統観」を示す暗号を見出し、これらの解説を軸として中国古代史や思想史を再構成せんとする試みが、東京大学を中心として盛んに進められるようになった。この運動の中心である同大学院教授の平勢隆郎氏によると、『左伝』は戦国中期の韓王国が自己の正統性を暗示するため編纂した予言書とされ、また『春秋』・『穀梁伝』・『周礼』もそれぞれ田齊・中山・燕の正統観を暗示しているため、これらの戦国王国によって完成されたと解される。

平勢説は艱深であり、明らかとされた「微言構造」は隠晦である。しかしこれらは単に『左伝』などの成立時期について修正を迫り、中国思想史および政治史について根本的な再考を求める提案であるにとどまらない。『春秋』三伝や『周礼』・『尚書』などの資料性に対して本質的な疑問を投げかけるものである。『左伝』などを資料として用いようとする者は、平勢説の当否を検討せざるを得ない<sup>(1)</sup>。

ところで平勢説に対しては早い時期から、吉本道雅氏や水野卓氏などにより多くの問題点が指摘されている<sup>(2)</sup>。しかし一部の研究者らは平勢説を無批判に受容しこれを深化させることに氣力を錯用しており、また平勢氏自身も一般向けの概説書や新書などにて自説を積極的に露出しその正しさを強調し続けている<sup>(3)</sup>（山川出版社『世界の歴史2』一九九八年・講談社現代新書『中国古代の予言書』二〇〇〇年（以下『予言

いわゆる『左伝』の微言構造について

書』と略称)・中公新書『よみがえる文字と呪術の帝国』二〇〇一年(以下『帝国』と略称)・中央公論新社『春秋と左伝』二〇〇三年・山川出版社『中国史』二〇〇三年など)。非専門家に対する平勢説の影響は大きく、また専門家の間にも平勢説は認められつつあるがごくである。<sup>(4)</sup>

筆者はかつて『周礼』に関する平勢説の成り立ちがたいことを示したが(拙稿「周礼の構成とその外族観」、『中国研究集刊』三〇、二〇〇二年)、これについては『史学雑誌』二〇〇三―五(二〇〇二年の歴史学界―回顧と展望―)にて複数の評者より言及を受けた。うち小寺敦氏(二〇〇頁)は拙稿に対し「対案」の提示を求めるが、これは拙稿の目的を誤解した評である。<sup>(5)</sup> また阿部幸信氏(二〇六頁)は拙稿の議論が『周礼』成書国の問題だけに止まると指摘するが、これは筆者も遺憾とする所であった。この点について前稿を補い、「より高い次元」(阿部氏)での問題提起を行うことが、すなわち本稿の目的でもある。

しかし平勢説の誤りを全て掲げて論じることが紙幅上不可能であるため、本稿では平勢説の中核をなす『左伝』論に絞ってその問題点を指摘し、<sup>(7)</sup> 上述のような流れに倅差することを試みたい。平勢説が(平勢氏自身が主張するような)無矛盾の体系ではないことを明らかにしておくことには、一定の意味があると信ずる。

### 「魯君」・「魯公」について

まず、『左伝』のうち平勢氏が「戦国韓を宣揚する微言」だと解釈する記述について、いくつか確認しておく。これらのうち最も有名な「微言構造」は、下記のものであるろう。

「魯君」の語が見られるのは韓宣子の時期のみである。……「嗣君」をもって韓宣子を示し、「魯君」がその「嗣君」を承ける時期に用いられることをもって韓宣子が「君」となったことを表現するものと理解できる。(汲古書院『左伝の史料批判的研究』(東京大学東洋文化研究所研究報告)一九九八年、一〇九頁。以下『研究』と略称)

「魯公」は書き方だけでなく、その使い方も特別である。問題の『左伝』昭公十一年を最後に一旦使用されなくなり、……韓宣子が死去した後、『左伝』定公四年の記事では、ふたたび「魯公」が用いられる。〔『予言書』一三五頁〕

魯は韓宣子の嗣君の記述が終わるまで一貫して「公」であり、以後韓宣子の世にある間のみ「魯君」と記される。……この魯・晋両国君主に関する法則的記載、および韓宣子に関する「嗣君」の記述によって、来るべき権威継承者が、韓氏から出自して王となり「宣」の字を号とする者、すなわち韓の宣惠王であることが予言されたのであった。〔『研究』一三八頁〕

しかし水野氏が夙に指摘したように、韓宣子の死亡記事は『左伝』昭公二十八年に見え、「魯君」は同十三年から三十二年にかけて見える。<sup>(8)</sup>つまり、韓宣子の死後にも「魯君」は用いられており、「魯君」の使用を「韓宣子の世にある間のみ」とする指摘自体が事実誤認なのである。この時点で既に、「魯君」「魯公」に関する平勢説、およびこれを論拠とする『左伝』は韓宣子を特別視する」との説は、成り立つ余地がない。

平勢氏は『帝国』二二三頁などでは水野氏の指摘に言及しつつこの問題を回避していたが、『春秋と左伝』に至り

『左伝』昭公三十二年の一節で宣公・成公・襄公・昭公の四代を回顧して、「魯君」を使い、……韓宣子が生きていた時期の魯君主を表現するのに「魯君」を用いた。(二八〇頁。傍点は引用者、以下同じ)

年代としては韓宣子死去の後だが、昭公はすでに魯の君主ではなくなった時点で、「魯君」が回顧されるしかけになっている。(二八一頁)

と解釈を改めた。この弥縫はしかし、角を矯めて牛を殺すの類であろう。韓宣子の死後に見える「魯君」を「回顧」・「過去の追述」(同二八〇頁)だからといって韓宣子の生前に掛けるのであれば、文公十二年と定公四年に見える「魯公」<sup>(9)</sup>は、当時の魯公ではなく伯禽を回顧する文

いわゆる『左伝』の微言構造について

いわゆる「『左伝』の微言構造」について

脈上にあらわれるのであるから、韓宣子の時期ではなく西周初期にかかわる微言となる。すなわち、韓宣子を特別視するという「形」は、やはり成り立たない。<sup>(10)</sup>

### 「嗣君」について

上掲の解釈に関連して平勢氏は、『左伝』に見える「嗣君」をすべて韓宣子だと解す。しかし通常の方法で伝文を読む限りこのように解することはできず、かような解釈に偏著すれば却って不自然な読解に陥る。

たとえば『左伝』成公四年（宋共公二年）に見える「宋華元来聘。通嗣君也。」は、「嗣君」を宋の新君（共公）と解し、その即位に伴って宋の華元が魯へ赴いた記事だと解するのが一般的である。しかし『研究』一〇八頁によるとこの「嗣君」は韓宣子を指すとされ、この記事は、晋にいる韓宣子に通ずべく、宋の華元が魯へ赴いたと解される。また、『左伝』襄公二年「穆叔聘于宋。通嗣君也。」は通常、「嗣君」を魯の新君（襄公）と解し、その即位に伴って魯の穆叔が宋へ赴いた記事だと解される。しかし氏によるとこの「嗣君」も韓宣子とされ、晋の韓宣子に通ずべく、魯の穆叔が宋へ赴いたと解されるようである。晋の陪臣に通ずべく魯や宋へ赴くというのは不可解だが、『研究』は「嗣君に通ずる」という言い方における嗣君も、訪問した国のそれ、と断定する理由はそもそも存在しないのである。」（同一〇五頁）と主張する。

『左伝』成公十八年「公如晋。朝嗣君也。」の解釈も異様である。氏はこの記事を、前掲の成公四年「宋華元来聘。通嗣君也。」と関連付ける。

成公四年に宋の華元が嗣君に通ずべく魯に聘しているが、これを承けて魯公が、成公十八年に晋に赴き、嗣君に朝している。（同一〇八頁）

しかし、「これを承けて」十四年後に晋へ赴くとは、いかにものんびりした話であろう。引得などによって「嗣君」の出現箇所のみを辿るのではなく、冒頭から順に『左伝』を読むならば、成公十八年春に魯成公が晋へ赴き朝した「嗣君」とは、その直前（二月朔）に大々的に即位

が記される晋悼公を指すと理解されねばならない。しかし平勢氏は、魯成公が晋へ赴き朝した「嗣君」を、晋の新君（悼公）ではなく、その臣下たる韓宣子だと解するのである。綿密な予言構造を持つはずの『左伝』が、韓宣子を「嗣君」と称する直前に晋悼公の即位を大きく取り上げ、あたかも「嗣君」が晋悼公であるかのごとき「誤解」を生む危険を冒すだろうか。

『左伝』成公九年、魯の公女を宋へ送り届けた季文子を労う穆姜の発言「大夫勤辱、不忘先君、以及嗣君、施及未亡人。先君猶有望也。」については多言を要すまい。『研究』はこの直前に魯成公が『詩』大雅韓奕篇の五章を賦したとされることを「示唆的である。」（一〇六頁）と指摘し、

「韓奕之五章」には「韓」の字が含まれている（一〇七頁）

と強引な誘導<sup>(11)</sup>を試みる。しかし伝文の文脈に従う限り、「先君」が魯宣公（発言者である穆姜の亡夫）を、「嗣君」が魯成公（先君と穆姜との子。魯の現君）を、「未亡人」が穆姜自身を指すのは明白である。そもそもこの事件に晋や韓宣子は関与しておらず、「嗣君」が韓宣子であるという謎語は敵国に理解され得まい。

### 『左伝』の史料性

上記以外にも「嗣君」の用例はなお多くを存するが、その全てについて述べることは紙幅上不可能でもあり、また、そのような必要も無い。何となれば、平勢氏は

無論のこと、ここに問題にするのは、『左伝』が成書された時点において議論されたはずの客観情勢であって、実際に事件があったかどうかではない。韓の朝廷における議論の末に、「朝嗣君」・「通嗣君」の記事が挿入された可能性を探るものである。（『研究』一〇八頁）

いわゆる「左伝」の微言構造について

いわゆる『左伝』の微言構造について

と述べるからである。

氏は、たとえば魯君主が晋の「嗣君」に「朝」した記事を、通説とは異なる読解によって韓宣子へ結びつける。しかし一方で氏は、『左伝』の記事（会話部分の表現ではなく、事件そのもの）が、史実ではなく「韓の朝廷における議論の末に」捏造され『左伝』に「挿入された可能性を探る」のである。ここにおいて『左伝』は、事件を記録する「史書」としての制約を踏み越えてしまい、完全につくりものである無謬の「予言書」へと昇華する<sup>(12)</sup>。

『左伝』が史書ではなく、記事を捏造してまでその構造を完璧とする「予言書」であるならば、このような書物によって歴史を研究すること自体が無意味か、すくなくとも極めて危険な営為となる。たとえば『左伝』の朝見記事によって春秋時代の国際関係を考えるといった研究方法（平勢氏自身が『研究』第二章以降において用いる方法）は原則的に無効となるのであって、平勢氏は『左伝』の全ての記事について、韓王権により捏造・挿入された事件か否かを「探る」という「史料批判」を行う必要があるだろう。

### 子産に関する二則

『春秋と左伝』において平勢氏は、『左伝』の予言構造をさらに分析する。加増された断片的な論拠をすべて示すことはできないが、氏が重視している子産に関する「予言構造」から若干を示しておこう。

氏は、韓が鄭の故地を領有したことを重視し、『左伝』がこれを子産に予言させていたとする。たとえば氏は

鄭子皮授子産政。辞曰、「国小而偏、族大寵多。不可為也。」子皮曰、「……子善相之、国無小。小能事大、国乃寛。」（『左伝』襄公三十一年）

を引用し、下記のように述べる。

これは鄭を批判するには「小」だが、やがては別のやり方で「大」になることをほのめかすものである。きたるべき「大」とは韓である。〔『春秋と左伝』二〇〇頁〕

氏の読解によると、子皮は「子産が鄭の相となれば、鄭は韓に奪われて大国となる」と予知し、その上で（つまり、祖国を韓に併呑させるために）子産に政權を譲ったこととなる。非常識な説話であり、筆者には氏の読解が正しいとは思えない。

また氏は、『左伝』に見える問答

鄭之未災也、里析告子産曰、「將有大祥。民震動、国幾亡。……国遷、其可乎。」子産曰、「雖可、吾不足以定遷矣。」（昭公十八年）

を引き、下記のように述べる。

里析が子産に「国都を遷せばよろしいかと思いますが」と述べ、子産が「よろしいとは思いますが、遷都の儀を決めるのは私だけでは足りない」と答えている。国都の支配者がやがて現れる、とほのめかしているのである。（同二三〇頁）

鄭の一臣下にすぎない子産が独断で遷都することなど、できないのが当然であろう。「国都の支配者」が別に存在することは自明と思われるが、氏はこのような常識的な発言のうちにも、韓がやがて鄭を支配することを「ほのめかしている」予言を見出すのである。上記の例はいずれも、微言を穿求して其の本体を失ったものと言わざるを得ない。

平勢説は、上掲のようないわば「状況証拠」を無数に織り合わせた上に構築されている。よって、個々の論拠の誤りを指摘しても、平勢説が全体として間違っていると論証することは不可能なのである。<sup>(14)</sup>『春秋』および三伝の成立時期に関する「直接証拠」と看做し得る事実上唯一の論拠は、氏独自の編年によつて導かれた踰年称元法の開始時期であろう。よつて以下では、この問題について蛇足を加えたい。

いわゆる「左伝」の微言構造について

いわゆる『左伝』の微言構造について

## 編年の問題

『春秋』および三伝は戦国中期に成立したと平勢氏が主張する、その最大の根拠は、氏独自の編年（東京大学出版会『新編史記東周年表』一九九五年。以下『年表』と略称）によって踰年称元法の開始が前三三八年の田斉に位置づけられたことである。しかしこの編年については、同一の事件を複数の年代に配当したり、複数の人物を同一人物に比定するなど多くの矛盾が吉本氏から指摘されている。<sup>(15)</sup> また筆者も、氏の編年の問題点として十数点を認識している。

たとえば『年表』は、斉の「幽公」を田氏ではなく姜氏の斉侯に比定し

田世家索隠引竹書紀年に前三四三を威王一四とするので、齊、幽、公、と、田、侯、因、齊、と、は、別、人、。（二六八頁）

との考証まで示すのだが、『予言書』では一転して齊幽公と田侯因齊（威宣王）とを同一人物とし<sup>(16)</sup>（一四三―一四四頁など）、これによって「幽（文）」から「威（武）」へという「繼承の形」<sup>(17)</sup>（いわゆる『春秋』の微言構造）を議論する。

またたとえば、氏は蔡侯申盤の「元年正月初吉辛亥」を「吳王闔廬元年」に比定し前五一五年とするが（『年表』）、いわゆる「五霸」の性格について論じる際には、同盤について「私の編年試案では吳王夫差元年に納まった。」（『帝国』一三八頁）と主張し、中原諸侯が「覇者」の紀年を用いていたことの意味を議論する。

さらに氏は、金文に見える王号を自説に適用よう変更し<sup>(19)</sup>（『帝国』六〇頁）、文献にも金文にも見えない王号を任意に想定し（『予言書』一二〇頁）、天文推算によって導かれた日蝕のうち自らの編年に合わないもののみを移動させる（『帝国』九二頁）。氏の編年に「暦の材料が、きれいにめれなく並んでくれた」（『帝国』四九頁）のは、きわめて当然の結果であろう。

平勢氏の編年は各国に渉る緻密な連携の上に構成されている。従って、他国の年代をそのままにして田斉の紀年のみを動かしたり吳王を一代ずらすといった修正を個別に施すことは不可能なはずである。<sup>(20)</sup> しかし実際には、この編年はその時々氏の都合によって自在に変更される

のであって、氏の体系においては最も重要な「踰年称元法の出現時期」さえ、当初の「前三三八年」（『予言書』一五頁など）から最近では「前三四三年ごろ」（『春秋と左伝』三三五頁など）と廻りつつある。

このような編年を事実上唯一の根拠として構築された『春秋』および三伝の戦国中期（前三三八年以降）成書説は、すくなくとも現状では、確論とはなり得まい。

## 小 結

筆者は学部生として東洋史を専攻していた頃に、平勢氏による称元法についての斬新な問題提起と鮮やかな成果提示とに出会い、大きな知的興奮を覚えた者である。筆者は平勢氏を憎む者ではなく、むしろこれを尊敬する者であることは明記しておきたい。踰年称元法と立年称元法の「取り違い」という氏の着眼は独創的であり、かつ大きな有効性を持つ方法だと筆者は考えている。しかし残念ながら、この方法を先秦史全体に適用し<sup>(21)</sup>つつ構成された氏の編年は、すくなくとも現時点では、従来の編年よりも深刻な問題を有している。氏の編年は恣意的な資料改変を積み重ねた上に構成されており、しかもその内部に多数の矛盾を含むのである。よって筆者はこれを受け容れることができず、これを前提として導かれたいかなる説をも受け容れることができない。

また編年の問題とは別に、いわゆる「微言構造」を発見・解読して以降の平勢氏は、自ら蓄積した研究を自ら否定する方向へと邁進しているように見受けられる。<sup>(22)</sup>経伝に含まれる「微言構造」によってこれらの成書国や成書時期を議論していくという「方法論そのもの」は、あるいは有効であるかも知れない。<sup>(23)</sup>しかし、その方法によって「実際に進められている研究」が自己矛盾や資料との矛盾を含んでいるのでは、その研究は（すくなくとも結果的には）無効・無意味である。このような「方法」を実践し深化させるのであれば、いったん原典に即した「史料批判」へと立ち返り、客観的な批判に耐える形で議論を再構成する必要があるだろう。

## 注

(1) もし平勢説が正しければ、たとえば秦漢帝国が『周礼』や『公羊

伝』『穀梁伝』に与えた影響を論じることが不可能となる。また、『左

伝』に見える春秋諸国の朝見記事を史実と看做して春秋史を研究することも不可能となる（後述）。

(2) 吉本氏「史記戦国紀年考」（『立命館文学』五五六、一九九八年）・

いわゆる『左伝』の微言構造について

水野氏「書評」(三田史学会『史学』七〇—二、二〇〇一年)など。  
なお「君子」「夫子」などにかかわる「微言」の問題点については、  
水野氏らが指摘しているので繰り返さない。

- (3) たとえば小寺敦氏『左伝』君子・会話部分の引詩について(『史料批判研究』三、一九九九年)、高津純也氏『左伝』に引かれる『書』の性格(『東京大学東洋文化研究所『東洋文化』八一、二〇〇一年)、楊華氏『孟子与齐燕戦争—兼論『孟子』相關篇章の文本編年』(哲学研究雑誌社『中国哲学史』二〇〇一—三)など。

- (4) 平勢氏の結論を前提とする経伝研究に対し、複数の専門家による審査を経て、博士学位が授与されたことは、研究史上の画期と評価されるべきであろう。

- (5) 筆者前稿は、平勢説に対して「多数の疑問を提示している」(小寺氏)ものであり、さらなる「対案」を提出すべき理由は、すくなくとも筆者の側には存在しない。

平勢氏自身も、自説への批判に対してしばしば「対案」の提出を求める(『春秋と左伝』三三四頁など)。しかし一般論として、ある学説の成り立たないことを示すために必要なのは、その論理や資料操作上の誤りなどを指摘することであり、該説に代わり得る対案の提示は必ずしも必要ではない(たとえば冤罪を雪ぐには、検察側の証拠や行論の誤りを指摘すれば足り、検察官に代わって真犯人を提示する必要はない)。氏は「疑問の提示だけでは反論にならない。」などと述べるが、みずから指摘する「言論封殺」の危険性につながる立場ではなからうか。

- (6) 筆者は従前より平勢説の追検証を試みているが成功せず、却って平勢説の問題点として現在までに八十余条を得るにとどまっている(一部は筆者前稿として提出)。

なお浅野裕一氏『春秋』の成立時期(『中国研究集刊』二九、二

〇〇一年)は、個々の「微言」に深入りをせず巨視的な観点から平勢説を批判しており、たとえば

他国に向けて強力で明快な宣伝工作を展開しようとした国家権力が、それを誰にも理解できない迂遠な微言の書を使って行うというのは、常識では全く理解できない。(二五頁)

齊・韓・中山の三国が、それぞれ国家プロジェクトとして、『公羊伝』とその伝、『左氏伝』とその伝、『穀梁伝』とその伝を作り、国家の存在証明を賭けて、相互に大々的な宣伝合戦を展開したとすれば、必ずや戦国期の文献中に記録されたはずである。(同)

もし平勢説のごとくであれば、三伝のテキストは三国の王権正統化理論の尖兵として、天下中に大量に巡回したはずなのだが、そうした前提に立ったものでは、前漢における三伝のテキスト伝承の希薄さは、説明がつかないのである。(二七頁)

などは注目すべき指摘といえよう。

戦国期の史料に見えない三伝が漢代に出現するという問題について平勢氏は、経伝の微言を理解した敵国がこれらを「封印」したと想定して解決を図る(『春秋と左伝』四四頁など)。しかし、そのような場合にとられるべき措置は「封印」ではなく、単純な廃棄・焚書ではなからうか(たとえば『孟子』万章下に「諸侯悪其害已也、而皆去其籍。」とある)。敵国を正統化する文献を揜匿して漢代の発明に備えるべき動機は、筆者には想定できない。そもそもそのような状況下では、『左伝』に適合的な卜筮書が魏墓に副葬されたり、孟子が『春秋』を宣伝することなどは不可能であろう。

(7) 平勢氏は『公羊伝』や『穀梁伝』などについても独特の説を立てるが、その多くはこれらの書物そのものによって否定され得る性質のものである。

たとえば桓公十四年の経文「夏五、鄭伯使其弟語來盟。」に対して『公羊伝』は「夏五者何。無聞焉爾。」としており、これは経と伝が同時に完成したとする平勢説と相容れない。莊公十年経「三月。宋人遷宿。」の『公羊伝』「遷之者何。不通也。以地還之也。子沈子曰、不通者、蓋因而臣之也。」は、伝そのものの重層的な成立を明示する。

また氏は、『左伝』のうち経解部分は『春秋』に当初つけられていた伝を流用したものだとし（『研究』一六二頁など）、また『春秋』に当初つけられていた伝を『公羊伝』だとするが（『春秋と左伝』五七頁など）、『左伝』の経解が往々にして『公羊伝』のそれと異なっていることは周知に属す。つまり、『公羊伝』や『左伝』の内容そのものが、これらに関する平勢説の成立を許さないものである。

(8) 『左伝』の本文については、平勢氏が楊伯峻『春秋左伝注』本を用いるので、本稿もこれに従う。しかし一般に、中国の古典を材料として何らかの研究を行おうとする場合には、テキストの問題を慎重に考えねばならない。たとえば『漢書』楚元王伝には「初『左氏伝』多古字古言、学者伝訓故而已。及歆治『左氏』、引伝文以解経、転相發明、由是章句義理備焉。」とあり、これは劉歆による『左伝』の改変を示唆する。また近年、まさに戦国中期の写本である郭店楚簡『緇衣』や上海博物館新収楚簡『緇衣』が発見されたが、これらのテキストは現行本『礼記』緇衣篇に対して大幅な字句の異同を有していた。現行本の一字一句について微言を求め、そこから戦国期の政治的主張を導くという手法は危険であろう。

しかし平勢氏は下記のように述べる。

いわゆる「『左伝』の微言構造」について

漢代に『春秋』が再解釈されたとき、『公羊伝』も漢の正統観を支えるものとなった。それ以前の体裁は、本書では詰めることがなかったが、現行本を検討するだけでも、斉の正統観を支えた部分が抽出できるので、再解釈の際に増補ないし改変がなされたとしても、それはごく限られたものだったと思われる。『春秋』が再解釈された際、『左伝』や『穀梁伝』にも増補ないし改変がなされた可能性を考慮しなければならないが、いずれも本来それぞれ韓・中山の正統性を演出するための微言がそっくり残されているから、再解釈の際に増補ないし改変がなされたとしても、それはごく限られたものだったはずである。（『研究』一八〇頁）

これは *assumptio non probata* であろう。

厳密に言えば、私がサブテキストと述べたものと現存の『公羊伝』の間に相違があるかないかが問題になるのだが、私は、両者に相違があるという証拠を一つもつかんでいない。だから、私は、現存『公羊伝』が『春秋』のサブテキストだ、少なくとも内容上はそうだ（仮に差異があっても別次元のもので、本書の行論上は無視してさしつかえない）と考えているのである。（『春秋と左伝』五七頁）

一般に、へない（この証明はへある）ことの証明よりも困難である。すくなくとも上記のような方法は *Probatio diabolica* として充分ではない。なお、現存の『公羊伝』が「サブテキスト」ではあり得ないことについては（注7）を参照。

また『左伝』には劉氏を称揚している箇所があり、平勢氏はここに漢王朝を寿ぐ構造を見出すのだが、

いわゆる『左伝』の微言構造について

漢室の出自について、『左伝』文公十三年の「其処者為劉氏」のみを漢代に竄入したとするだけでよい。（戦国称王と君主号）、西嶋定生博士追悼論文集『東アジア史の展開と日本』二〇〇〇年、一二一～一二二頁）

として、楊伯峻本を戦国中期のテキストと基本的に同一とする。

たとえば『左伝』襄公九年の卜筮記事（穆姜の発言）は『易』文言伝（あるいはその藍本）を踏まえており、これを戦国中期の作文とするならば、文言伝の成立にかかわる通説を改める必要がある。

- (9) この二例は、『左伝』における「魯公」の用例の全てである。氏は昭公十一年の「魯公室、其卑乎。」をも「魯公」の用例に含めるが、これを認めても三例しかない「魯公」について「昭公十一年を最後に一旦使用されなくなり」「韓宣子が死去した後……ふたたび「魯公」が用いられる。」とするのは、誤解をさそう表現であろう。

- (10) しかもこの「形」は、平勢説に一貫する主張、すなわち「韓の宣恵王が前三二六年に即位することを『左伝』が予言している」との主張を支える重要な「幹」であるように、すくなくとも筆者には見える。ただしこの問題については注(14)をも参照。

- (11) このような「断字取義」は平勢説に常見する。たとえば『穀梁伝』冒頭の「春秋」貴義而不貴恵、……已廢天倫而忘君父、以行小恵、曰小道也。」を平勢氏は「春秋」は義を尊ぶ。私恵を尊ぶのではない。（『予言書』八二頁）と解釈しているが、別の箇所ではこれを「韓で始めて王を称したのは宣恵王、すなわち「宣王」にして「恵王」であった。これを誹謗する意図がある。」（『研究』一七二頁）と解し、「このことから、『穀梁伝』は早くとも韓の称王に遅れることを知る。」（同）とする。

- (12) また『予言書』一四六頁は、災異記事に対する『竹書紀年』編者の

態度について「目的とする事件について、適宜話を作り出して仕組めばよい」と述べる。平勢氏は、戦国中期にいったん整理・公開された『竹書紀年』が、以降も魏によって続けられたとするのだが、継続的に蓄積される年代記とはそのようなものであり得るだろうか。そもそも『竹書紀年』には、河陽の召君を諱み、越王を子と貶記するといった「筆法」が認められ、魏の称王以前に刪定された部分と称王以降に継作された部分との並存は想定できる。しかし、災異記事によって梁恵成王の正統性を示すという構造を『竹書紀年』中に見出すことは、筆者には困難である。

たとえば平勢氏は『竹書紀年』晋文侯九年「桃杏実。」を

平王即位を祝賀するめでたい予兆（『予言書』一四二頁）

と判じ（ただし『研究』一八一頁は同じ記事を晋文侯七年に配し「文侯の世をめぐる吉兆」とする）、また晋幽公七年「大旱。地生長塩。」や同九年「丹水出。相反擊。」を判じて

晋の幽公の時の凶兆ということだから、『竹書紀年』は「幽」の字が嫌いらしい。周を滅亡に導いたのは「幽王」であった。また、敵対する斉国の最初の王である威宣王の諸侯時期の号は「幽公」であった。（『予言書』一四三～一四四頁）

と述べる。ところで「桃杏実。」を氏は晋文侯期にあてては、これは周幽王の時期でもある。当該記事の引拠である『太平御覧』はこれに『書紀年』曰、昭公六年十二月桃杏花。幽王十年九月桃杏実。（巻九百六十八）

と引くのだが、氏はこの「めでたい」記事を幽王から切り離し、まだ即位していない平王を頌ぐものとするのである。「幽」の字を嫌っているのは『竹書紀年』であろうか、それとも平勢氏自身であろうか。

また氏は、晋幽公の七年と九年に凶兆があらわれたことを重視するが、『年表』によるとこの時期は、魏の初代たる文侯（文子）の「称侯」直後でもある。このような時期に凶兆が相次ぐのは、魏を宣揚する予言書『竹書紀年』にとつて由々しき事態であろう。梁惠成王自身の元年に「昼晦。」なる凶兆を『竹書紀年』が記録している（『開元占経』引）ことも指摘しておく。

(13) 『左伝』が積極的に史実を捏造しているのであれば、『左伝』について研究されるべきは、ただその「微言構造」のみとなる。「歴史記録の微妙な表現のうちに大義が隠されている」とするのが「春秋学」の立場であるならば、「大義を隠すために歴史記録そのものが捏造されている」とする立場はいったい何と称すべきであろうか。

(14) たとえば「魯公」に関する誤りが水野氏らから指摘されたことに關して、平勢氏は

表面にちよつとでも傷があつたら本体もだめ、ということですか。そう言える人は、完全無欠なんですね、きっと。（『春秋と左伝』三二五頁）

「幹」に直接関係する「枝葉」が間違つてたらえらいこと、でも、あつてもなくてもいい「枝葉」は、とりあえず「幹」を論じるためには、無視していいんじゃないかとも思うよ。（同三四七頁）

などと述べる。しかし平勢説は、無数の「枝葉」によって全体が構成され、また「表面」にあらわれた微言のみによって「本体」を論じよ

いわゆる「『左伝』の微言構造」について

うとするものである。「枝葉」「表面」に関する誤りを「無視していい」のであれば、平勢説を（肯定的にも否定的にも）評価することは不可能となる。

またこのような立場であれば、証拠が互いに矛盾することさえ「無視していい」であろう。たとえば『予言書』六〇頁は、『左伝』閔公二年と悼公四年の「予言記事」について、前者は「隱公から数えて第四代の魯君主である閔公の最後の部分に記されており」、後者は「同じく第十二代の魯君主である哀公の最後の部分に記されている。」と指摘し、「四の倍数は十二である。」この数字の關係は偶然のものは思えない。」とする。しかしこの数え方は、『左伝』が桓公を初代とし悼公を第十二代と数えらるとする氏自身の解釈（『研究』十六頁）と相容れない。このような梢末の支離は多数にのぼるが、矛盾する微言構造のうちいずれかを「枝葉」の「傷」として「無視していい」のであれば、平勢説に *falsifiability* を認めることはできない。

(15) たとえば下記のことし。

（平勢氏は）魏表が襄哀王を襄王・哀王に分割することから類推して、宣王・湣王を、『史記』が宣湣王の複諡を誤認して二王に分割したものとする。田世家・齊表とも、宣王辟疆・湣王地とそれぞれの諱を明記することをいかに理解するのであるうか。（吉本論文五九頁）

（『年表』一二〇・二五七・四一七頁は、周本紀の武公帰朝を前八一五年、魯世家のそれを前八一七年に繋げる。別の事件とみなしているのであろうか。（同六一頁）

（燕について）『年表』二九三頁は、辟公三年（前三八四）前三八

いわゆる『左伝』の微言構造について

(二)・剔成五一年(前三八二)前三三三とする。一五五頁では宋世家索隱によつて辟公を桓侯とするが、一六二―一六三頁では、魏世家索隱によつて剔成を桓侯とする。不可解である。(同六二頁)

また吉本氏は、平勢氏の方法を下記のように批判する。

(平勢氏は)『史記』編纂における原資料の意図的な改竄を想定するわけだが、およそ編纂者の原資料に対する意図的な「不誠実さ」を想定する議論は、編纂者に改竄の責を負わせることで、論者自身の願望する資料改変を正当化するものに他ならず、方法上の禁忌に属するものと考ええる。(同五七頁)

同論文は他にも『年表』の問題点を多く指摘しており、また「暫定的仮説に過ぎぬ」としつつ平勢説への「対案」たり得る独自の編年案も示す。同論文の公刊より三年後に平勢氏が「いまのところ、論証の誤りを反証してくださった方はいない。」(『帝国』二二二頁)、「私の作業では矛盾はすべてなくなった。」(同八一頁)などと主張しているのは理解しがたい。

(16) 『古本竹書紀年輯証』は「幽公」を「桓公」の誤とする。

なお『春秋と左伝』六三頁は、「斉侯」にかかわる叔尸鍾(叔夷鍾)に注目し、叔尸の母系を正統化する微言を『公羊伝』に見出して、叔尸も田侯因斉すなわち田斉幽公(威宣王)だとする。しかし金文に見える「斉侯」とは姜斉の侯であつて、田斉の侯は金文では「墜侯」と表記される。そもそも叔尸鍾は、叔尸がその主君である斉侯から受けた命を記録する器であつて、叔尸が「辟于斉侯之所」したという銘文を「斉の侯として即位した」と解し、しかもこれを田斉の侯とするがごとき平勢氏の金文資料取扱には、きわめて初歩的な疑問を抱かざる

を得ない。

(17) 平勢氏は、ありとあらゆる諡号風称号を「文」「武」「成」などに訓み替え、これらにより暗示されているという「継承の形」を論じる(『漢代以来の注釈』である杜注も、「襄」を「成」と訓ずるためには援用される)。しかし『逸周書』諡法解は「隠」と「文」、「襄」と「成」などを峻別しており、氏のいう「継承の形」と『逸周書』とは両立しない。氏は『逸周書』を汲冢書(戦国魏墓から晋代に出土した資料)とみなし自らの編年の根拠として活用するのだが、氏は『春秋』および三伝や秦・燕の正統観と『逸周書』諡法解とを対立するものとみなしているのだろうか。

唐修『晋書』東哲伝は汲冢書に『周書』が含まれていたとするが、その篇数は『逸周書』より少ない。また『漢書』芸文志は「周書七十一篇 周史記」とし、顔注は「劉向云、周時詰誓号令也。蓋孔子所論百篇之余也。今之存者四十五篇矣。」とする。『逸周書』が漢魏伝世の文献であることは夙に指摘されており、平勢氏の史料批判には問題が残る。たとえば氏は『逸周書』が外族として「庸」「蜀」「羌」などを列挙すると主張するが(『帝国』一六六頁。ただし筆者が確認した限りでは『逸周書』にそのような記事は存在しない。あるいは同書一〇二頁に引く『史記』文から孫引きした上で典拠を誤ったものか)、一方で『逸周書』王会解が「稷慎」「穢人」「東越」「匈奴」「莎車」「月氏」などを列挙することには言及しない。このような外族観を有する『逸周書』を戦国以前の資料と考えるのは困難であろう。また『逸周書』諡法解は『礼記』諡法篇(後漢以降に佚)と密接な関係を有し、かつその中の「錫民爵位曰文。」はいわゆる民爵制を前提とするように見える。さらに『説文解字』は「逸周書曰」として現行本『逸周書』に一致する文言を多数引用しており、この文献は汲冢書の発見以前から「逸周書」と称されていたかのごとくである。「逸周

書」とは「逸論語」と一軌の称ではなからうか。

ついでながら、『逸周書』柔武解に「維王元祀一月既生霸」とあり、これは年始即位すなわち踰年称元である。この「王」が周武王であることは発言中の「文考」などにより明らかなが、平勢氏はなぜか「王」を周成王としてこれを周公攝政の後を承けた例外的な踰年称元だと解す。戦国諸王が周成王を理想化し、踰年称元法によって自らの正統性を示した、とする平勢説は、そもそも『逸周書』に対する誤読と、これを汲冢書とする旧説への無批判の上に成り立っているのである。

- (18) 氏は、閭廬あるいは夫差の元年正月を「ユリウス暦前五一五年四月六日戊申朔の月」とする。立年称元法の下では元年が正月を持つ可能性は低くなるのだが（たとえば大正元年にも昭和元年にも正月は無い）、氏は「元年正月」をいわゆる正月（一月）ではなく「即位して始めての月」と読み替えるため（『年表』二六頁）、年代配当の可能性はむしろ拡がる（適当な日を有する月に「正月」を配当できるため、蔡侯申盤や師西殷・伊殷などの処理が容易になる）。

- (19) この問題については、二〇〇三年に発見された速盤（「文王・武王」より「刺王」・「天子」（宣王）に至る十二代の王統を記す）を踏まえて再検討されねばならない。また速盤と同出の四十二年速鼎および四十二年速鼎は年・月・日・月相を具備しており、宣王期の暦法・編年に関する重要な新出資料であるが、平勢氏の編年はこれに合わないようである。

- (20) たとえば平勢氏は、『史記短長説』（明代に出土した漢簡とされる）が『史記』のそれとは異なる年代を記録することを積極的に評価し、これを自らの編年に用いる。しかし相原健右氏『「短長」考』（『二松』一七、二〇〇三年）によって『史記短長説』が近世以降の偽作であることが論証されており、平勢氏の編年のうち該書に依る部分は見直さ

れねばならない。これに連動して、戦国末から漢初にかけての編年はすべて再構成されねばならぬであろう。

- (21) たとえば周や魯では戦国末まで立年称元法が用いられ続けたと平勢氏は主張する。当然、戦国魯に保存されていたであろう年代記（『不修春秋』）は、春秋期についても立年称元法で記述されていたことになる。田齊が踰年称元法による『春秋』を作成し諸国に配布しつつある時、現実に存在した周や魯では立年称元が行われていたということであれば、これは『春秋』の信憑性にかかわる問題となろう。「魯の春秋、われ能くこれを言う。魯は徴するに足らず」といったところであらうか。

- (22) 文献実証的な手法によって自らが導いた『左伝』戦国楚成書説を破棄して「微言構造」を根拠とする韓成書説へと転じたことや、九十年代前半までに自ら蓄積した研究の根本資料である『左伝』の資料性を否定したことなど。近年の平勢氏の動向は、木村鷹太郎や Randolph Kirkpatrickらの晩年のそれに類似するように見受けられる。

- (23) 一般に、ある理論によってあらゆる問題を「説明」し得る場合には、二つの可能性が考え得る。たとえば『孟子』の「天」や『窮達以時』の「時」は、不合理な史実をすべて追認し得る万能の概念（解決法）であるが、しかし「これによって史実を「説明」し得る」ということは、「このような「天」や「時」の実在が「証明」された」ということを直ちには意味しない。

さらに言えば、恣意的な文献操作や数秘術的操作によってあらゆるものの中に「暗号」を見出すことは、さほど難しくくない。たとえば『聖書』や『万葉集』、またピラミッドの寸法などの中に「暗号」を見出す営為は古くから続けられており、しかも常に一定の成果を産み出し続けているのである。

いわゆる「左伝」の微言構造について